

令和4年度

財政援助団体等監査報告書

三田市監査委員

三 監 第 121 号
令和 4 年 10 月 31 日

三 田 市 長 森 哲 男 様

三 田 市 監 査 委 員 島 康 雄

同 竹 本 昌 弘

財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等に対する監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づきその結果に関する報告書を提出します。

令和4年度 財政援助団体等監査報告書

第1 監査の種別

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

次に掲げる補助事業に対する令和3年度の財政援助に係る出納その他の事務の執行及びこれに対する財政援助等に係る部署を監査の対象としました。

1 補助事業名

(1) 三田市商店街等お買い物券・ポイントシール事業補助金

2 対象部署

(1) 地域共創部産業戦略室産業政策課

第3 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査して、その有効性を評価するとともに、財政援助に係る事務が関係法令等に準拠して、適正で効率的かつ効果的に行われているかについて、証ひょう書類等を突合する等監査手続を通じて検証することを目的としました。

第4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を下記のとおり設定しました。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金の交付に係る事務処理が適切になされないリスク	ア 補助金の交付に係る根拠規定はあるか。また、根拠規定において、補助事業の目的及び内容、補助事業者、補助金の額並びに補助金が充当できる経費は明確に規定されているか。 イ 補助金の交付に係る交付決定、実績報告の審査及び確定通知等の一連の事務処理は、適正に行われているか。 ウ 補助金の確定前交付が行われているものについて、その必要性が認められるか。 エ 補助事業者に対して、必要な指導監督等が適時に行われているか。
(2) 補助事業者における事務処理が適切になされないリスク	ア 補助金の交付に係る交付申請、実績報告等の一連の事務処理は、適正に行われているか。 イ 所管部署に提出された補助金等の交付申請書、実績報告書等と補助事業者における事業計画書、予算書及び決算諸表等は整合しているか。また、実績報

	<p>告書は補助事業の実施内容、効果等が確認できるようなものとなっているか。</p> <p>ウ 補助事業者における事務処理が適正に行われるように内部統制が構築されているか。</p>
(3) 補助金が補助事業以外の事業等に流用されるリスク	<p>ア 補助金が充当されている経費の領収書等の確認は適正に行われているか。</p> <p>イ 補助金が充当されている経費の内容は補助事業の目的、内容等に照らして適正なものとなっているか。</p>
(4) 補助事業の公益性、必要性、有効性、公平性等が失われているリスク	<p>ア 補助事業の内容に必要性、有効性、公平性等が認められるか。また、他の事業との重複、類似していないか。</p> <p>イ 補助金等見直しガイドライン(平成28年5月 財政課)に照らして適正なものとなっているか。</p>

第5 実施した手続の内容

監査の実施に当たっては、関係資料の提出を求め、点検・照合するとともに、これまでの監査、検査、審査の結果を踏まえ、必要に応じて関係職員からの説明を聴取しました。

これらの実施に当たっては、三田市監査基準に基づき行うものとし、監査の着眼点毎に、内部統制の整備状況及び運用状況の確認の観点により監査手続を試査により実施するとともに、リスクの程度に応じ、試査により実証的監査手続を実施しました。

第6 監査の期間

令和4年5月2日から令和4年10月27日まで

第7 監査の結果

財政援助に係る出納その他の事務の執行については、法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められました。

しかしながら、後述の指摘事項のとおり、一部において、改善等を要する事項がありました。

なお、指摘事項は、監査開始時点のものです。

(注) 文中及び表中の計数(金額及び比率等)については、原則として、表示単位未満を四捨五入しています。
ただし、表示単位が千円であっても0円は「0円」と表示しています。
また、合計と内訳の計及び差引が一致しない場合があります。

1 三田市商店街等お買い物券・ポイントシール事業補助金の概要

(1) 補助事業名

三田市商店街等お買い物券・ポイントシール事業補助金

(2) 補助事業の目的

新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ消費需要を喚起し、地域商業の活性化を図るために行う事業

(3) 補助対象となる団体

- ① 市内の中小商業者によって地域的に組織される商店街及びその連合組織
- ② 商工会法に基づく商工会

(4) 補助の対象となる事業

- ① お買い物券事業
- ② ポイントシール事業
- ③ その他市長が認める事業

(5) 補助の対象となる経費及び補助率

- ① 補助対象となる事業に必要なプレミアム還元費。
ただし、当該事業の売上額の1/5以内とする。
- ② 補助対象となる事業に要するイベント実施、商品券・ポイントシール作成、参加店マップ作成等に関する経費で次に掲げる経費。
ただし、消費税及び地方消費税は除く。

ア 報償費

イ 会場借料

ウ 会場整備費

エ 資料作成費

オ 通信運搬費

カ 印刷費

キ 広告宣伝費

ク 出展・出演料

ケ 報酬費

コ 消耗品費

サ レンタル・リース料

シ 雑役務費

ス その他市長が必要と認めた経費

③ 補助率

補助対象経費の10分の10

(6) 補助金の支出状況 (単位：千円)

支出額	補助対象団体	団体数	令和3年度
	商店街等	5団体	45,569
	三田市商工会	1団体	15,876

2 指摘事項

次に掲げる事項については、速やかに、改善等に向けた取り組みを行ってください。

(1) 補助金の交付手続について

三田市補助金等交付規則第8条において、補助事業者等が補助事業等の内容を変更、中止等行う場合、補助事業等は市長に対し変更等に係る申請書を提出し、その承認を受けなければならないとされており、また、その承認に当たっては、補助事業者等に対し通知しなければならないとされているところ、補助事業者等からは申請書の提出は受けているものの、承認通知がなされていないものがありました。

補助金の交付手続については、法令等に基づき適正に行ってください。

(2) 実績報告時の手続について

三田市補助金等交付規則第11条において「補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、完了後2週間以内に補助事業等実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。」とされているところ、実績報告書の提出が遅延しているものがありました。

実績報告時の手続については、法令等に基づき適正に行うとともに、補助事業者等に対し適正に提出が行われるよう指導してください。

(3) 実績報告時における確認について

補助金等交付に関する手引（平成9年10月 財政課）において、原則として実績報告に係る「決算書又は精算書」には、補助対象経費の支出状況が確認できる書類（領収書の写し、決算書の支出科目明細など）を添付させて実績報告の内容を審査しなければならないとされているところ、一部において支出が完了していないにもかかわらず補助事業者等から実績報告を受け、不完全な書類をもって審査が行われているものがありました。

実績報告時における確認については、法令等に基づき適正に行うとともに、補助事業者等に対し適正に提出が行われるよう指導してください。

(4) 補助事業者における補助金の適正な執行について

三田市商店街等お買い物券・ポイントシール事業補助金交付要綱第4条において「補助率は別表のとおりとし、補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において事業内容等を審査のうえ、市長が定める額とする。」とし、別表において補助対象経費が列記されているところ、補助対象とならない経費が含まれているものがありました。また、当該経費につき、「市長が必要と認めた経費」とする旨の意思決定もありませんでした。

さらに、別表において消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くとされているにもかかわらず、補助対象経費に計上されているものがありました。

補助金の交付については、再度法令や要綱等に照らし合わせ、不適切な支出が生じていた場合は適切な処理を講じるとともに、補助事業者に対して適正な執行が行われるよう指導してください。

なお、現行の補助対象経費が実情に合わないと考えられる場合には、要綱の改正等を検討してください。

3 意見事項

次に掲げる事項については、財政援助に係る出納その他の事務執行等において十分に留意されるよう意見を提出します。

(1) 補助事業における確定前交付について

補助金等交付に関する手引（平成9年10月 財政課）において、補助金等の一部を額の確定前に交付する場合の基準については、補助金等の交付決定額の90%以内において、2回を超えない範囲内を原則とされています。

本補助事業においては、これらに基づき手続が行われているものの、各補助事業者に対し一律で90%の確定前交付が行われています。

については、補助金等の確定前交付は例外規定であることから、一律で90%を交付するのではなく、補助事業者の実情に応じて確定前の交付率や交付時期を精査するようになしてください。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	4	90

監査結果 報告日	令和4年10月31日 監査結果報告
対象監査	令和4年度財政援助団体等監査
対象部署等	地域共創部産業戦略室産業政策課
補助事業名	三田市商店街等お買い物券・ポイントシール事業補助金
指摘事項	<p>【補助金の交付手続について】</p> <p>三田市補助金等交付規則第8条において、補助事業者等が補助事業等の内容を変更、中止等行う場合、補助事業等は市長に対し変更等に係る申請書を提出し、その承認を受けなければならないとされているところ、補助事業者等からは申請書の提出は受けているものの、承認通知がなされていないものがありました。</p> <p>補助金の交付手続については、法令等に基づき適正に行ってください。</p>
改善措置 通知日	令和4年11月16日 改善措置通知
改善措置内容	指摘以降、交付金額に変更等が生じない申請についても、変更負担行為及び変更交付決定通知を行うように改善済。
改善措置 公表日	令和4年11月30日 改善措置公表

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	4	91

監査結果 報告日	令和4年10月31日 監査結果報告
対象監査	令和4年度財政援助団体等監査
対象部署等	地域共創部産業戦略室産業政策課
補助事業名	三田市商店街等お買い物券・ポイントシール事業補助金
指摘事項	<p>【実績報告時の手続について】</p> <p>三田市補助金等交付規則第11条において「補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、完了後2週間以内に補助事業等実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。」とされているところ、実績報告書の提出が遅延しているものがありました。</p> <p>実績報告時の手続については、法令等に基づき適正に行うとともに、補助事業者等に対し適正に提出が行われるよう指導してください。</p>
改善措置 通知日	令和4年11月16日 改善措置通知
改善措置内容	三田市補助金等交付規則に基づき、補助事業等が完了したときは、完了後2週間以内に補助事業等実績報告書を提出するよう補助事業者等に対し指導します。
改善措置 公表日	令和4年11月30日 改善措置公表

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	4	92

監査結果報告日	令和4年10月31日 監査結果報告
対象監査	令和4年度財政援助団体等監査
対象部署等	地域共創部産業戦略室産業政策課
補助事業名	三田市商店街等お買い物券・ポイントシール事業補助金
指摘事項	<p>【実績報告時における確認について】</p> <p>補助金等交付に関する手引（平成9年10月 財政課）において、原則として実績報告に係る「決算書又は精算書」には、補助対象経費の支出状況が確認できる書類（領収書の写し、決算書の支出科目明細など）を添付させて実績報告の内容を審査しなければならないとされているところ、一部において支出が完了していないにもかかわらず補助事業者等から実績報告を受け、不完全な書類をもって審査が行われているものがありました。</p> <p>実績報告時における確認については、法令等に基づき適正に行うとともに、補助事業者等に対し適正に提出が行われるよう指導してください。</p>
改善措置通知日	令和4年11月16日 改善措置通知
改善措置内容	実績報告時における確認について、支出の完了を確認するため、領収書のほか、通帳のコピー等の提出を求め、確認するよう改善済。
改善措置公表日	令和4年11月30日 改善措置公表

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	4	93

監査結果報告日	令和4年10月31日 監査結果報告
対象監査	令和4年度財政援助団体等監査
対象部署等	地域共創部産業戦略室産業政策課
補助事業名	三田市商店街等お買い物券・ポイントシール事業補助金
指摘事項	<p>【補助事業者における補助金の適正な執行について】</p> <p>三田市商店街等お買い物券・ポイントシール事業補助金交付要綱第4条において「補助率は別表のとおりとし、補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において事業内容等を審査のうえ、市長が定める額とする。」とし、別表において補助対象経費が列記されているところ、補助対象とならない経費が含まれているものがありました。また、当該経費につき、「市長が必要と認めた経費」とする旨の意思決定もありませんでした。</p> <p>さらに、別表において消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くとされているにもかかわらず、補助対象経費に計上されているものがありました。</p> <p>補助金の交付については、再度法令や要綱等に照らし合わせ、不適切な支出が生じていた場合は適切な処理を講じるとともに、補助事業者に対して適正な執行が行われるよう指導してください。</p> <p>なお、現行の補助対象経費が実情に合わないと考えられる場合には、要綱の改正等を検討してください。</p>
改善措置通知日	令和4年11月16日 改善措置通知
改善措置内容	<p>今回指摘の「市長が必要と認めた経費」とする旨の意思決定のなかった経費については、令和4年度の事業実施にあわせて制定した要綱において、補助対象経費として明記し、改善済。</p> <p>補助対象外である消費税及び地方消費税が含まれていた補助対象経費については、適正な補助対象経費にかかる補助金を算出し、交付済補助金額との差額については補助事業者へ返還を求めます。</p> <p>今後同様な事象が起こらないよう、内部におけるチェック体制を強化するとともに、補助事業者に対して適正な執行を指導します。</p>
改善措置公表日	令和4年11月30日 改善措置公表

＜留意事項＞

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。